

平成 17 年 5 月 27 日

各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地  
株式会社インターネットイニシアティブ  
代表取締役社長 鈴木 幸一  
(コード番号：3774 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役 CFO 渡井 昭久  
電話 03-5259-6500

### 新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1. 募集による新株式発行の件

- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| (1) 発 行 新 株 式 数                | 普通株式 2,500 株   |
| (2) 発 行 価 額                    | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 17 年 6 月 14 日 (火) から平成 17 年 6 月 16 日 (木) までのいずれかの日 (以下「発行価額決定日」という。) に決定する。  |
| (3) 発 行 価 額 中 資 本 に 組 入 れ ない 額 | 上記 (2) により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。   |
| (4) 募 集 方 法                    | 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、新光証券株式会社、岡三証券株式会社、SMBC フレンド証券株式会社、高木証券株式会社、丸八証券株式会社、マネックス・ビーンズ証券株式会社、楽天証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社に全株式を連帯して買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格 (募集価格) は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価額決定日の前日における米国ナスダック・ナショナルマーケット市場の当社の米国預託証券 (以下、「ADR」という。) の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に当社株式と ADR の変換比率である 2,000 を乗じ、発行価額決定日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信相場の仲値により算出した価格に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1 円未満端数切捨て) を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本募集及び売出しの対象となる当社株式 (オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式を含む。以下、「本募集株式」という。) は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会 (SEC) に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1) に定義される「米国」 (United States) において、又は同規則 902(k) に定義される「米国人」 (U. S. person) もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者 (以下総称して、「対象米国人」という。) に対して、本募集株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされており、本募集株式の発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券 (以下、「ADR」という。) の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

- (5) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三井住友銀行 東京営業部  
株式会社みずほコーポレート銀行 本店  
株式会社ユーエフジェイ銀行 日本橋支店  
三菱信託銀行株式会社 本店
- (6) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (7) 申 込 期 間 平成 17 年 6 月 17 日（金）から平成 17 年 6 月 21 日（火）まで。  
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 6 月 15 日（水）から平成 17 年 6 月 17 日（金）までとする。
- (8) 払 込 期 日 平成 17 年 6 月 22 日（水）
- (9) 配 当 起 算 日 平成 17 年 4 月 1 日（金）
- (10) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格（募集価格）と同一金額とする。
- (11) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (12) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額その他本株式の発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 1,400 株
- ①引受人の買取り引受による売出し分  
普通株式 900 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し分  
普通株式 上限 500 株
- (2) 売 出 価 格 前記「1. 募集による新株式発行の件」における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- ①引受人の買取引受による売出し分  
東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号  
エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社 650 株
- 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号  
株式会社ジャフコ 250 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し分  
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号  
大和証券エスエムビーシー株式会社 上限 500 株
- ①と②の合計 上限 1,400 株
- (4) 売 出 方 法 ①引受人の買取引受による売出し分  
大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本募集及び売出しの対象となる当社株式（オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式を含む。以下、「本募集株式」という。）は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会（SEC）に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1)に定義される「米国」（United States）において、又は同規則 902(k)に定義される「米国人」（U. S. person）もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」という。）に対して、本募集株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされており、本募集株式の発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」という。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。

の総額とする。

②オーバーアロットメントによる売出し分

大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「募集による新株式発行の件」における需要状況を勘案の上、当社株主より借り受ける予定の当社株式について追加売出しを行う。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況等により一部又は全部につき行わない場合がある。

- (5) 申 込 期 間 前記「1. 募集による新株式発行の件」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成17年6月23日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、募集による新株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本募集及び売出しの対象となる当社株式（オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式を含む。以下、「本募集株式」という。）は、米国1933年証券法に基づき米国証券取引委員会（SEC）に登録されておらず、米国1933年証券法に基づく米国証券取引委員会規則902(1)に定義される「米国」（United States）において、又は同規則902(k)に定義される「米国人」（U. S. person）もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」という。）に対して、本募集株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。本募集株式の発行後40日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」という。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国1933年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託しADRの発行を受けることができます。

[ ご 参 考 ]

1. 募集及び売出しの概要

- (1) 発行新株式数及び売出株式数
- |        |  |
|--------|--|
| 発行新株式数 | 普通株式 2,500株  |
| 売出株式数  | ①引受人の買取引受による売出し<br>900株<br>②オーバーアロットメントによる売出し*<br>上限500株 |
- (2) 需要の申告期間 平成17年6月8日(水)から平成17年6月16日(木)まで  
なお、需要状況を勘案した上で申告期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年6月8日(水)から平成17年6月14日(火)までとする。
- (3) 価格決定日 平成17年6月14日(火)から平成17年6月16日(木)までのいずれかの日に決定する。
- (4) 証券会社申込受付期間 平成17年6月17日(金)から平成17年6月21日(火)まで  
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成17年6月15日(水)から平成17年6月17日(金)までとする。
- (5) 株券交付日及び株券受渡期日 平成17年6月23日(木)
- (6) 配当起算日 平成17年4月1日(金)

\*オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、500株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に買取る権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成17年7月15日行使期限として当社株主から付与される予定であります。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成17年6月23日から平成17年7月15日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

ご注意: この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本募集及び売出しの対象となる当社株式(オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式を含む。以下、「本募集株式」という。)は、米国1933年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録されておらず、米国1933年証券法に基づく米国証券取引委員会規則902(1)に定義される「米国」(United States)において、又は同規則902(k)に定義される「米国人」(U.S. person)もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者(以下総称して、「対象米国人」という。)に対して、本募集株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。本募集株式の発行後40日の期間中、当社の米国預託証券(以下、「ADR」という。)の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国1933年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託しADRの発行を受けることができます。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

|             |         |
|-------------|---------|
| 現在の発行済株式総数  | 38,360株 |
| 増資による増加株式数  | 2,500株  |
| 増資後の発行済株式総数 | 40,860株 |

## 3. 調達資金の使途

今回の増資による手取概算額 1,880,000 千円については、今後の設備投資及び研究開発資金に充当する予定です。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、過年度において配当を実施しておりません。株主への配当政策については重要な経営課題と認識しておりますが、現状は企業体質の強化及び事業展開に備えた資金の確保を優先する方針であります。従ってしばらくの間配当を実施しない可能性があります。

### (2) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、今回の増資及び売出し後、積極的に株主への利益の還元を実施してゆく考えであります。現時点で具体的な内容は決定しておりません。

## 5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本募集及び売出しの対象となる当社株式（オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式を含む。以下、「本募集株式」という。）は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会 (SEC) に登録されておらず、米国 1933 年証券法に基づく米国証券取引委員会規則 902(1) に定義される「米国」（United States）において、又は同規則 902(k) に定義される「米国人」（U. S. person）もしくは米国人の計算で当社普通株式を買い付ける者（以下総称して、「対象米国人」という。）に対して、本募集株式にかかる勧誘又は売付けを行うことはできないこととされております。本募集株式の発行後 40 日の期間中、当社の米国預託証券（以下、「ADR」という。）の預託プログラムにおける預託手続きは停止されます。ただし、預託される当社普通株式が米国 1933 年証券法に基づき登録された場合又はかかる登録を免除された場合には、上記期間中にかかわらず、これを預託し ADR の発行を受けることができます。